

○学校法人東海大学役員報酬委員会規程

(制定 2014年6月1日)

改訂 2017年4月1日 2018年4月1日
2020年2月1日 2020年4月1日

(目的)

第1条 学校法人東海大学役員報酬委員会規程(以下「この規程」という。)は、「学校法人東海大学役員報酬規程」第6条に定める学校法人東海大学役員報酬委員会(以下「委員会」という。)に関する必要な事項について定める。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次の役割を担うものとする。

- (1) 「学校法人東海大学寄附行為」第10条に定める理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬に係る方針の決定
- (2) 役員の報酬額の基準、体系等の決定
- (3) その他、役員の報酬に関して委員会が必要と認めた事項

(委員会の構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 3名以上

2 委員の選任は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、学識経験者のうちから理事長が選任し、常務理事会において承認された者とする。
- (2) 委員のうち、過半数を学外者とする。
- (3) 委員長は、必要に応じて委員を指名することができる。

(委員会の招集)

第4条 委員会の招集は、委員長が行う。ただし、他の委員も必要に応じて委員会を招集することができる。

(会の成立及び議決)

第5条 委員会は、過半数の委員の出席により成立し、その決議は、出席委員の過半数をもって決する。

(報告)

第6条 委員会が開催されたときは、その議事について常務理事会に報告する。

(議事録)

第7条 委員会の議事は、議事録を作成し、出席した委員が署名又は記名押印する。

(事務局)

第8条 委員会に関する事務は、総務部人事課が行う。

付 則

この規程は、2014年6月1日から施行する。

付 則 (2020年4月1日)

この規程は、2020年4月1日から施行する。